

群馬県過疎地域自立促進方針

平成27年11月

群 馬 県

目 次

1 群馬県過疎地域自立促進方針の策定にあたって	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 対象地域	1
(3) 対象期間	1
2 基本的な事項	2
(1) 過疎地域の現状と問題点	2
(2) 過疎地域の価値と役割	7
(3) 過疎対策の基本的考え方	8
(4) 過疎地域自立促進の基本的方向	9
(5) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	11
3 分野別施策の方向性	12
1. 産業の振興	12
(1) 産業の振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	12
(3) 地場産業の振興	16
(4) 企業の誘致対策	16
(5) 創業の促進	16
(6) 商業の振興	16
(7) 観光・レクリエーション	17
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	18
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	18
(2) 国道、県道及び市町村道の整備	18
(3) 農道、林道の整備	19
(4) 交通確保対策	19
(5) I C T利活用の促進	19
(6) 情報通信基盤の整備	20
(7) 地域間交流の促進	20
3. 生活環境の整備	21
(1) 生活環境の整備の方針	21
(2) 水道、下水処理施設等の整備	21
(3) 消防防災体制の整備	22
4. 高齢者等の保健福祉の向上及び増進	23
(1) 高齢者等の保健福祉の向上及び増進の方針	23
(2) 高齢者等の保健福祉の向上及び増進等	23
(3) 少子化対策等	24

5. 医療の確保	-----	25
(1) 医療の確保の方針	25
(2) 無医地区対策	25
(3) 特定診療科に係る医療確保対策	25
6. 教育の振興	-----	26
(1) 教育の振興の方針	26
(2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備	26
(3) 社会教育施設等の整備	26
7. 地域文化の振興等	-----	27
(1) 地域文化の振興等の方針	27
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	27
8. 集落の整備	-----	28
(1) 集落の整備の方針	28
(2) 集落の維持・活性化	28
(3) 移住・定住の促進	28
9. 多様な主体と行政の連携及び広域連携の強化	-----	30
(1) 多様な主体と行政の連携	30
(2) 広域連携の強化	30
(3) その他	30
4 地域別自立促進の方向性	-----	31
(1) 県西部地域（高崎市のうち旧倉渕村の区域）	31
(2) 県南西部地域（藤岡市のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町、下仁田町、南牧村）	31
(3) 県北西部地域（中之条町、嬭恋村、東吾妻町）	33
(4) 県北東部地域（沼田市のうち旧利根村の区域、片品村、みなかみ町）	34
(5) 県東部地域（桐生市のうち旧黒保根村の区域、みどり市のうち旧（勢）東村の区域）	35
(資料編)	37

1 群馬県過疎地域自立促進方針の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

群馬県過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条の規定に基づき策定するもので、県が群馬県過疎地域自立促進計画を、過疎地域市町村が市町村過疎地域自立促進計画を策定する際の指針となるものです。

(2) 対象地域

過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定による要件（人口減少率及び財政力指数等）を満たし、同条第2項の規定により公示された団体（同法第33条第2項の規定により、合併前に過疎地域市町村であった区域のみが過疎地域とみなされる場合は、その区域）です。本県については、平成27年4月1日現在、次の14市町村（5市5町4村）が過疎地域を有しています。（図－1）

- ①高崎市（旧倉渕村の区域）
- ②桐生市（旧黒保根村の区域）
- ③沼田市（旧利根村の区域）
- ④藤岡市（旧鬼石町の区域）
- ⑤みどり市（旧（勢）東村の区域）
- ⑥上野村
- ⑦神流町
- ⑧下仁田町
- ⑨南牧村
- ⑩中之条町
- ⑪嬭恋村
- ⑫東吾妻町
- ⑬片品村
- ⑭みなかみ町

(3) 対象期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

① 過疎地域の状況

本県の過疎地域は、主として北東部、北西部及び南西部の山間地域に位置する農山村で、豊かな自然環境と地域資源に恵まれています。急峻な地形のため交通体系や生活環境の整備水準は他の地域に比べて低い状況にあります。

しかし、その一方で、多彩な農産物をはじめとする食料や首都圏の水瓶として豊富な水資源を都市部へ供給する重要な役割を果たしている地域でもあります。

過疎市町村の面積は3,508.95km²で、県の総面積(6,362.28km²：平成26年全国都道府県市区町村別面積調)に占める割合は55.2%であり、県土の約2分の1を占め、人口は104,551人で、県の総人口(2,008,068人：平成22年国勢調査)に占める割合は5.2%です。人口密度は30人/km²と県平均(316人/km²)と比較して10分の1以下と低く、林野率は88%となっています。(表-1、2)

また、本県の過疎市町村の多くは山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(以下「特定農山村法」といいます。)に基づく地域指定を受けています。

② 人口動向

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山村を中心とする地方の人口を急激に大都市圏へ吸引する結果をもたらした。農山漁村の「過疎問題」と都市部の「過密問題」の要因となりました。

本県全体では、工業の集積により就業の場の拡大が進んだため、昭和45年以降は平成16年まで人口増加の状況が続いていましたが、過疎地域においては若年層を中心に雇用の機会を求めて、県内都市部あるいは県外へ人口が流出することにより、人口減少が続いています。(表-4)

国立社会保障人口問題研究所の人口推計によれば、今後は、日本全体で人口が減少していく中で、高齢者人口も含めて更に過疎地域の人口減少が進行すると予測されています。(表-5)

1) 人口の推移

国勢調査による本県の人口動向をみると、昭和35年の1,578,476人から平成22年には、2,008,068人と50年間で27.2%増加しましたが、平成16年7月の2,035,477人(平成16年群馬県移動人口調査)をピークに、その後は減少に転じました。

本県過疎地域の人口は、昭和35年には191,825人でしたが、平成22年には104,551人と、50年間で45.5%減少しました。また5年ごとの減少率は、昭和40年から45年の間で9%を超える高い値を示しましたが、昭和50年代に入ってから4～5%程度とやや鈍化し、平成12年以降は再び上昇傾向にあります。（表－3）

2) 過疎市町村別人口の推移

市町村別では、昭和40年代には全ての過疎市町村で人口の減少が続いていましたが、昭和50年代に入ると、人口減少率が鈍化した市町村や人口増加に転じた村が現れ、過疎市町村間でも過疎化の状況に差異が生じはじめました。

過疎市町村別の人口動向をみると、昭和35年から平成22年までの50年間の減少率が40%以上の市町村が10市町村あり、そのうち4市町村では減少率が60%を超えています。平成17年から平成22年までの5年間の傾向では、依然として10%以上の減少を続けている市町村が9市町村、減少率が5%以上10%未満の市町村が5市町村あります。

地域別では、県南西部の町村において、依然として強い人口減少傾向を示しています。（表－3）

3) 年齢階層別人口の推移

過疎地域の若年者人口（15歳～29歳）は、昭和35年には39,841人でしたが、平成22年には11,975人となり69.9%減少しました。若年者比率は、若年層の流出や少子化により、昭和35年の20.8%から、平成22年には11.5%に減少し、3町村で10%を下回っています。

過疎地域の高齢者人口（65歳以上）は、昭和35年には12,695人でしたが、平成22年には35,425人と2.5倍以上に増加しました。高齢者比率は、昭和35年の6.6%から、平成22年には33.9%に増加し、概ね3人に1人が高齢者という状況になっており、3町村で40%を超えています。（表－1、表－4）

③ 財政力の状況

平成25年度における本県市町村の普通会計決算状況では、過疎地域の1市町村当たりの決算規模の単純平均は、歳入歳出とも県平均の3分の1以下です。歳入では、地方税の占める割合は22.7%と県平均の35.4%に比べると著しく低くなっています。また、地方交付税は、38.5%を占め、依存財源に頼る過疎市町村財政の脆弱さが表れています。

（表－7）

目的別歳出では、農林水産業費が8.3%と高く、過疎地域の中心産業である農林業対策の割合が大きくなっています。性質別歳出決算額をみると、投資的経費の割合が18.2%と県平均14.2%に比べ高くなっています。（表－8、9）

また財政力指数（平成25・26・27年度の平均値）は、県全体の0.72に対して、過疎地

域は0.39（上野村を除くと0.35）と低くなっています。財政力指数が0.1以上0.2未満は2町村、0.2以上0.3未満は2町村、0.3以上0.4未満は2町村、0.4以上0.5未満は2町村です。（表－1）

④ 市町村合併の進展

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号、平成16年法律第59号）に基づき、平成15年以降、いわゆる平成の合併が推進されてきました。本県では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域に該当する区域がある14市町村のうち、9市町村が周辺市町村との合併を行っています。市町村合併は、市町村の行財政基盤を強化する有効な手段の一つですが、合併後において周辺部となった各地域が衰退しないようきめ細かな行政サービスの提供が求められています。

⑤ 産業

過疎地域では、基幹産業である農林業の衰退により、労働力の他地域、他産業への流出、農林業の担い手の不足による森林・農地の荒廃が顕在化しています。

過疎地域における産業別人口の昭和35年から平成22年までの50年間の推移をみると、第1次産業は85.1%減、第2次産業は20.4%減、第3次産業では41.4%増となっています。

また、就業人口構成では、第1次産業は昭和35年の58.6%から平成22年には15.5%に落ち込んだものの、農林業の就業割合は県平均に比較すると高いといえます。（表－6）

農業は、地形的制約から零細経営が多く、農家戸数は年々減少し続け、経営面積や農業粗生産額も低水準に留まっています。また、林業は長引く木材価格の低迷や林業生産活動の停滞といった依然厳しい状況にあります。

商業は、人口の流出に伴う購買力の低下や後継者難による商店数の減少により、地域内商店の経営が厳しい状況にあり、また工業は小規模事業所が多く、十分な雇用の確保が難しくなっています。

観光・レクリエーションについては、本県過疎地域への観光客入込数は減少傾向にあります。近年のゆとりある生活への志向の高まりを捉え、豊かな自然環境を生かした、グリーン・ツーリズムをはじめとする体験型観光の定着を図る必要性が高まっています。

このような状況から、平成24年における全部過疎地域の一人当たり市町村民所得は、229万円であり、県平均（295万円）の約8割に留まっています。（平成24年度市町村民経済計算：統計課）

⑥ 生活基盤及び生活環境等

過疎地域における公共施設の整備は、国や県の様々な財政支援のもとに、過疎対策事業が積極的かつ効果的に実施された結果として、非過疎地域との格差は改善されつつありますが、その整備水準は総じて低い状況にあります。

市町村道の整備状況は、昭和45年度から平成25年度までの43年間で改良率36.9ポイント増、舗装率53.4ポイント増となり、生活基盤整備に大きな成果をみましたが、平成25年度における整備状況は、改良率41.3%（県平均47.8%）、舗装率54.4%（県平均69.1%）と県全体に比べると依然としてその水準は低くなっています。（市町村の管理道路の現況：道路管理課）

また、病院や診療所の整備水準は低い状況にあり、平成24年における全部過疎地域の医療施設従事医師数は、84人となっており、人口10万人当たりでは、102.7人（県平均214.9人）と、県平均を大幅に下回っています。（平成24年 医師・歯科医師・薬剤師調査）

さらに、過疎地域では、路線バスの不採算路線からの撤退が続き、自動車を利用できる人と利用できない人でモビリティ（人々の移動の容易性・移動し易さ）の格差が生じており、買物や通院といった日常生活において大きな問題となっています。

⑦ 集落

過疎地域では、地形的な制約の中、長い年月を経て今日の基礎的な生活単位である集落を形成してきました。これら集落の多くは小規模で山間地に位置しており、中心集落を核とした日常生活圏を作り上げていましたが、近年は自動車の普及により日常生活圏が拡大しています。

また、過疎地域における集落は、単なる住民生活の基本的な単位であるばかりではなく、農林産業をはじめ生産を補完する生産補完機能、日常生活を相互扶助する生活扶助機能、農地や山林をはじめ地域資源を維持保全する資源管理機能を担ってきました。

しかし、過疎地域の多くの集落では、今後、更なる人口減少と高齢化の進行によって、集落が担ってきた生産補完機能、生活扶助機能、資源管理機能といった集落機能の維持が困難となる状況が予想されます。特に地形的に行き止まりで、背後に集落を持たない最奥の集落では、高齢者世帯が特に多く、今後消滅する可能性も含め、地域社会の基礎である集落の衰退が懸念されています。

⑧ 新たな動き

今日では人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴い、都市とは別の豊かさを求めて、U J I ターンにより農山村に定住する例もあり、人の流れが一時的な動きではない傾向が現れてきています。

また、NPO法人や地域住民をはじめ、大学や高校などとの連携による地域課題の解決に向けた動きや、地域文化の継承活動を通じた地域活性化、都市住民との交流を通じた農産物や農産物加工品の販売といった明るい兆しも見受けられるようになってい

⑨ 過疎対策の成果

過疎地域対策緊急措置法(S45)、過疎地域振興特別措置法(S55)、過疎地域活性化特別措置法(H2)、改正前の過疎地域自立促進特別措置法(H12)と続いたこれまでの過疎対策では、道路交通網、上下水道の整備や公営住宅の建設をはじめ、医療、福祉、教育施設の充実といった施策が総合的、計画的に講じられてきました。このことにより過疎地域と都市部との生活条件の格差是正に努め、この間の対策によって過疎地域と都市部との地域間格差は縮小しました。こうして、過疎地域住民の生活基盤を中心にハード整備が進められた結果、過疎地域の生活環境は一定の改善がみられています。

旧過疎対策三法及び改正前の過疎地域自立促進特別措置法(H12)の40年間において、本県過疎市町村では、下水処理施設の整備や公営住宅の建設といった若者の定住に向けた生活環境の整備や、高齢化の進行に伴う高齢者福祉施設の整備を重視してきました。また、個性ある魅力的な地域づくりを目指して、都市との交流事業や地域のイメージアップのためのイベントの開催といったソフト事業への積極的な取組が行われてきました。とりわけ地域間交流は、過疎地域の活力を取り戻すきっかけとなり、現に山村都市交流が積極的に行われた地域では、観光を主体とした新たな地域産業を創設する施策が行われ、過疎から脱却した自治体もあります。

また県では、農業の振興を図るための各種基盤整備、県道の整備や市町村道及び農林道の代行事業、河川改修事業や県代行による公共下水道整備事業といった生活環境の整備、医科・歯科医師の巡回診療を実施しました。さらに行財政上の各種援助措置により、過疎市町村の自立促進対策を幅広く支援しました。

なお、昭和45年度から平成26年度までの44年間に県及び過疎市町村の過疎対策計画に基づき実施された過疎対策事業の総額は6,862億円です。

(2) 過疎地域の価値と役割

本県の過疎地域は、第二次世界大戦後、主に生糸生産により繊維産業を支えるとともに、荒廃した都市へ木材や薪炭、農産物を供給することによって、戦後の都市の復興に大きな役割を果たしてきました。また、高度経済成長期に産業構造が重化学工業へと移行したのちも、過疎地域は電力、水資源、木材を都市へ供給することにより都市の近代化に大きく貢献しました。

しかし、経済のグローバル化により、生糸は安価な輸入糸が市場を席卷し、木材も安価な輸入材が市場を席卷したため、それまで過疎地域が果たしてきた役割が大きく後退しました。その結果、過疎化や高齢化が著しく進行し、集落の限界化を招くことになりました。

しかしながら、過疎地域は、豊富な森林資源に恵まれた地域であり、依然として木材供給の基地であると同時に、木質バイオマスや水力といった自然エネルギーを供給する場でもあります。さらに、農産物をはじめとする食料と水資源を供給するとともに、人々が生活を営むことにより農地や森林といった地域資源が適切に維持管理されることで、日本の国土の安定的な保全に寄与してきました。

このように多面にわたり重要な役割を担う過疎地域は、今でこそ、人々が生活を営むには条件が不利な地域と言われていますが、かつては、地域特性を生かした産業が存在し、地域特性を発揮することによって不利な条件を克服して、過疎地域が持つ役割を果たしてきました。

また、過疎地域は、先人達が厳しい自然環境の中で生きていくための知恵と工夫を重ねて生活を営んできた場所であるとともに、長い歴史のなかで育まれてきた独自の文化が息づき、その保存と継承が主体的になされている地域でもあります。とりわけ日本文化の象徴でもある木の文化を今に伝えるのが過疎地域であり、自然と人がうまく調和して共生・共存してきた地域でもあります。

こうした生きる上での知恵や知識、自然と共生・共存するための方策は、都市で生活する人々にとっても大変貴重なものです。さらに、現代社会で失われつつある「人と人とのつながり」や「生きる喜び」といった人間にとって極めて素朴な「しあわせ」を実感することができる場であることも過疎地域の価値であるといえます。

日本の国土に占める森林の割合は約7割となっていますが、群馬県の県土に占める森林の割合も約7割となっています。いわば、日本列島の縮図とも言える本県から過疎地域に対する認識の変革と過疎地域の再生を目指して、過疎地域の果たすべき役割を再評価し、持てる本来の地域特性を発揮できる地域にしていくことにより、過疎地域の持続可能性を高めていきます。

(3) 過疎対策の基本的考え方

本県の過疎地域は、多彩な農林産物をはじめとする食料や人が生活するうえでは欠かすことのできない水資源を供給するとともに、木質バイオマスや水力をはじめとする再生可能エネルギーを都市へ提供しています。また、過疎地域で人々が生活を営むことにより自然環境が保全されるほか、災害の防止、森林による地球温暖化の防止が図られるとともに、都市住民にとっての癒しの場や教育の提供の場として、多面にわたり県民の安全・安心な生活や産業活動を支える重要な機能を果たしています。

過疎地域が有するこうした公益的機能は、近年その価値が改めて認識されるようになりましたが、過疎地域はもとより都市地域に暮らす県民が多く之恩恵を享受している「県民共有の財産」です。

過疎地域は人口の減少や高齢化が進むとともに、生活環境や産業活動において厳しい状況にあります。しかし、過疎地域以外の都市地域の住民を含めた全ての県民が過疎地域の持つ公益的機能を適切に認識し、積極的に評価することにより、過疎問題の解決を「全県的な課題」として捉え、生活・産業・環境面においてこれからも健全に維持されるよう対策を講じていく必要があります。

このため、住民の安全・安心な暮らしの確保や産業活力の向上、集落を支援する人材を育成・確保し、豊かな自然環境、再生可能エネルギー、多彩な農林産物、独自の歴史や文化といった地域資源を生かした住民主体の地域づくり活動を支援していきます。また、東京圏との近接性といった本県過疎地域の特性を十分に生かし、地域間交流の促進による移住・定住促進により、過疎地域の持続可能性向上を目指し実効性ある過疎対策を講じていきます。

(4) 過疎地域自立促進の基本的方向

これまでの過疎対策は、都市部とのハード面を中心とした格差是正に重点が置かれてきましたが、これからの過疎対策は、ハード面の対策を継続するとともに、ソフト面の対策の充実・強化を図ることにより、前記の「過疎対策の基本的考え方」を踏まえ、引き続き過疎地域の持続可能性を向上させることにあります。

そのためには、過疎地域の自助努力はもとより、一市町村での対応には人的・財政的にも限界があることから、市町村間の広域連携、NPO法人や企業、大学、高校などの多様な主体と行政との連携の強化を図ることが、これからの過疎対策を進める上での重要な課題です。

本県における今後の過疎対策の推進に当たっては、県総合計画、山村振興基本方針、その他地域振興立法に基づく諸計画との整合性を保ちながら、

- I 「くらし」を支える
- II 「なりわい」を守り、生み出す
- III 「ひと」を育てる

という3つの視点から積極的かつ効果的な施策を推進します。

I 「くらし」を支える

過疎地域に暮らす人々が今後も暮らし続けられるようにするとともに、若者の定住や移住を増加させていくための生活環境の整備が必要です。

過疎地域において安全・安心な暮らしを実現するうえで、必要不可欠な社会基盤として、中心的な都市へのアクセスを向上する市町村道及び幹線道路の整備を進めるほか、時間的・距離的に不利な条件を克服する手段として有効な情報通信基盤の整備と利活用、生活環境の向上に必要な上下水道の整備を進める必要があります。

また、過疎地域において、誰もが安心して生活を送ることができるよう、質の高い保健・医療・福祉サービスを提供していくため、人材の確保や施設整備と併せて、行政区域を越えた連携を強化していく必要があります。

さらに、地域住民自らが地域の将来を見据えて、地域のために活動することが、今後ますます重要となるため、地域コミュニティを維持し、住民同士の互助・共助を推進することで、地域住民が主体となって地域の課題を発見し、解決していく地域力の向上に努めます。

Ⅱ 「なりわい」を守り、生み出す

過疎地域における人口減少を抑制するとともに、U J I ターン者を増加させるためには、何よりも就労の場の確保、収入の確保が必要です。

過疎地域の基幹産業である農林業をはじめ、地域に根ざした伝統産業や地域特性を生かした伝統技術は、不利な生産条件や国内外の競争の中で産業として成り立つことが困難な状況に置かれています。

このため、農産物の加工販売や、付加価値を高めた農産物の生産、首都圏に販売するネットワークの構築を進めるほか、伝統産業や伝統技術の魅力を広く発信することで、過疎地域の「なりわい」を守っていく必要があります。

また、商業及び工業をはじめ地域産業の育成・振興や、企業誘致を推進するとともに、過疎地域の農産物、森林資源、水資源のほか、歴史や伝統といった有形無形の地域資源を活用した創業を促進することにより、過疎地域に仕事を生み出す環境整備を進めます。

さらに、過疎地域の持つ豊かな自然や景観、農林業を生かした都市地域との交流を促進することにより、観光・レクリエーション産業の活性化を図ります。

Ⅲ 「ひと」を育てる

心のゆとりや豊かさといった「しあわせ」の価値観の多様化と国民のライフスタイルの変化により、U J I ターンや二地域居住といった都市から地方への移住増加の可能性が高まっています。この機を捉え、都市から地方への移住者の受入れに積極的に取り組むことで、過疎地域が持つ歴史や文化といった独自性を住民が見つめ直す機会を創出する必要があります。

また、住民が誇りと愛着を持って地域に暮らし続けることができるような活力ある地域社会を形成し、先人から受け継がれてきた地域の文化や誇りを次の世代にしっかりと継承していく人材を育成する必要もあります。

さらに、「過疎化」という現象をいかに自らの問題として捉え、地域の将来のために担うべき役割や、持続可能な地域社会を実現するために必要な取組について自ら考え行動に移すことができる人材の育成を推進します。

本県の過疎地域は、豊かな自然や、再生可能なクリーンエネルギー、食料、水、歴史文化といった地域資源に恵まれています。また、東京圏と近接し、高速道路や新幹線といった高速交通網も整備されていることから、産業振興及び都市との交流の面において有利な条件を備えています。さらに本県は、通勤、通学、買物及び通院の場となるような都市が県内各地に分散しており、各地域の中心的な都市が過疎地域の比較的身近な距離に位置しているという特徴を有しています。

こうした本県の過疎地域の特性を生かし、Ⅰ「暮らし」を支える、Ⅱ「なりわい」を守り、生み出す、Ⅲ「ひと」を育てるという3つの柱を基に過疎対策に取り組みます。

(5) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

日常の生活圏が広域化する中で、様々な面で市町村の区域を超えた広域連携の取組が行われており、過疎対策を効率的かつ円滑に実施するためには、近隣都市を含む周辺市町村や広域連合との連携といった広域的な視点が求められます。

過疎地域の自立促進に当たっては、県総合計画をはじめ広域的な調整の上で策定した計画における過疎地域の位置づけ及び機能分担を踏まえ、これら計画に基づく事業と過疎地域自立促進計画に基づく事業との整合性に配慮しつつ、推進していくものとします。また、近年、市町村合併により過疎地域を含む市が誕生しており、こうした市の総合計画との整合性にも配慮します。

3 分野別施策の方向性

1. 産業の振興

(1) 産業の振興の方針

本県の過疎地域は、近年の高速交通体系の整備により、東京や近県の主要都市からの近接性も大きく向上しており、今後もこの利点を最大限に生かした地域の振興を図ります。

産業の振興は、安定した雇用と所得を確保し、若年層の人口流出の抑制とU J Iターンを促進する上で重要な課題です。過疎地域の基幹産業である農林業においては、食料、木材の供給という生産面の振興とともに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全をはじめとする多面的な機能を有する農山村社会を維持発展させていく視点からの振興も重要です。農林業を取り巻く複雑な国際情勢や産業構造の変化の中で、地域産業の活性化を促進するため、農商工連携や6次産業化の取組を推進します。

また、過疎地域は農林業や情報通信産業、福祉産業において様々なビジネスチャンスを得ることができる場でもあり、テレワークの導入や地域の主体性と創意工夫による起業の促進は、雇用機会の増大と地域経済の活性化を図る上での有効な手段となり得るため、従来からの企業立地の促進とともに、地域資源を生かした創業の支援を図ります。さらには近年の価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、観光・レクリエーションに対する需要が高まっており、優れた自然環境や文化財といった豊富な地域資源を活用するために広域的ネットワーク化を図るとともに、隠れた地域資源の掘り起こしや地域の特性を生かした新たな地域資源の開発、整備を推進します。

なお、過疎地域の産業の振興に当たっては、産業振興のための諸計画との調和を図るとともに、ハード事業だけでなく、情報提供、人材確保、整備された交流拠点や遊休施設を活用した新たな流通・販売経路の構築や人材育成といったソフト事業を充実・強化しながら、地域の貴重な財産である自然環境の保全に十分留意しつつ施策を講じていくものとします。

(2) 農林水産業の振興

① 農業の振興

1) 地域の特性を生かした農業の推進

過疎地域においては、農産物の高品質化やブランド化、特別栽培・有機栽培農産物、多様なニーズに対応した安全・安心な農産物の提供に努め、付加価値の高い農業を推進するとともに、野菜、果樹、花き、地域特産物を中心とした農作物の導入、生産出荷体

制の合理化、経営基盤の強化、生産技術開発を行い、収益性の高い農業の展開を促進します。

また、他産業との有機的な結合を図ることにより、地域の特性を生かした高付加価値・高収益な農業への転換を進めるとともに、多岐にわたる農産物の販路拡大を進めます。

2) 生産基盤と生活環境の一体的整備

地域特性を生かした効率的・効果的な農業を展開するため、ほ場整備、かんがい排水や農道といった農業生産基盤を整備するとともに、農村の社会生活環境の改善を行い、農道網整備や農業集落排水施設の整備を総合的、計画的に実施します。

3) 新たな農業関連産業の創出

豊かな自然環境や美しい農村景観、伝統文化をはじめとする地域資源を生かし、山村地域に滞在して農林漁業体験や地場農産物を使った料理を楽しむといったグリーン・ツーリズムの推進や観光農園、市民農園の整備により、都市住民との交流を促進します。

また、農作物や農産加工品の直売といった販路拡充や農林業従事者と商工業者との連携による商品開発、さらに、通信販売やインターネットを活用した情報発信に努め、新たな農業関連産業の創業を促進し、過疎地域における農業の活性化を図ります。

4) 多様な担い手の育成・確保

過疎地域農業の担い手となる農業者の育成を促進し、若者やU J I ターン者といった新規就農者の育成・確保を図るため、意欲と能力のある者が円滑に就農できるよう支援施策の充実に努めるとともに、認定農業者をはじめ、営農集団による農作業受託あるいは集落営農、企業の農業参入を含め、過疎地域の実情に即した実現性のある営農形態を選択し、過疎地域農業の生産性向上に努めます。

また、地域の特性を生かした高付加価値・高収益な農業の展開において、きめ細やかで適切な技術・経営指導が行えるよう総合的な指導体制の整備・強化に努めます。

5) 農地の確保及び有効利用

地域での話し合いのもとに農地の確保及び有効利用を図るため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、優良農地の整備・確保、生活環境施設の用地の創出といった生産と生活両面で調和のとれた計画的な土地利用を確保するとともに、耕作放棄地の発生防止と再生利用に努めます。

6) 農業農村の多面的機能の発揮と担い手支援

農業農村が有する国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成といった多面的機

能を発揮するための地域活動や営農の継続の支援を行い、過疎地域においてもこうした多面的機能が十分に発揮されるよう努めます。

また、地域が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持といった保全活動を支援し、担い手への負担軽減に努めます。

② 林業の振興

1) 林業生産基盤の整備

林業の生産性、収益性の向上や森林資源を有効活用するため、低コストシステムの確立に向けた高性能林業機械の導入や作業道の整備を促進します。

また、林業生産を効率化するため、集約化施業を推進します。

さらに、山村地域の生活の利便性向上や、森林の適切な管理・経営による山村地域の活性化を図るため、林道網の総合的整備に努めます。

2) 林業従事者の確保

「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（平成23年4月）に基づき、雇用の通年化、給与水準の向上、福利厚生の充実といった労働条件の改善を図るほか、募集・採用の改善を図り、特に若い女性が労働力として参入できる雇用環境整備に努めます。

地域林業の中核的担い手である、森林組合の経営基盤の拡充と組織強化を図るため、森林組合の広域合併、事業の拡充、作業班員の育成確保を推進します。

また、建設業からの転換や、各種ボランティア活動による森林整備への参画を積極的に進めます。

3) 林産物の生産・流通の促進

戦後植林された人工林は、50年生前後に成長し、本格的な伐採利用期を迎えていることから、県産材の安定した供給体制の整備や木材の生産・加工・販売に至る一貫した流通システムの確立を図ります。

県産材利用の拡大は、林業や山村地域の振興をはじめ、森林整備につながることから、住宅建築や各種公共施設の新設及び改築において県産木材の積極的な利用促進に努めます。

本県は全国有数のきのこ生産県ですが、産地間競争の激化による販売価格の低迷、また食の安全に対する消費者の関心が高まるなか、消費者ニーズにあった安全で新鮮なきのこを生産、供給できる体制の整備を促進します。

4) 森林資源の多面的活用

本県過疎地域の森林は、土砂災害の防止、土壌保全、洪水緩和、水資源貯留といった国土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。また、保健休養や教育文化活動、レクリエーションの場としての優れた地域資源でもあることから、自然環境の保全に留意しつつ、適切な管理、整備により、森林資源の積極的かつ有効な活用を進めます。

さらに、木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用を促進し循環型システムの構築を目指します。

③ 水産業の振興

1) 漁業

釣りははじめ主に遊漁として行われている河川湖沼漁業では、漁業資源の確保を目的にしたイワナやヤマメ、アユといった種苗放流を中心とした増殖事業を推進します。

また、コクチバスをはじめとする外来魚の防除やカワウといった魚食性の鳥類の防除も行い、生態系保全と在来魚種の保護並びに河川環境の保全に努めます。

2) 養殖業

疾病対策や養魚指導により、安全・安心な養殖魚の生産を進めます。

また、平成14年5月に特許庁により商標登録されたニジマスの新養殖種「ギンヒカリ」に代表される新たな魚種の導入により、消費拡大を図ります。

④ 鳥獣被害対策

過疎地域では、イノシシやシカ、サル、クマといった野生鳥獣による農林業被害が、近年高い水準で推移しており、また、被害範囲も中山間地域から平坦地域へと拡大傾向にあります。

野生鳥獣による被害は、経済的な損失のみならず、農林業者の経営意欲の減退や耕作放棄地の増加といった被害額以上の影響を地域に及ぼしており、深刻な状況にあります。

農林業者が安心して農林業に従事できるよう、鳥獣被害を軽減するため、捕獲を強化して野生鳥獣の生息数の抑制や生息域の縮小を図るとともに、侵入防止柵の設置や効果的な追い払い、農地に隣接する森林の整備といった地域の主体的な被害対策の取組を支援します。

さらに、効率的な被害対策技術の開発・普及や地域対策の核となる人材の育成、隣接する市町村や県同士の連携による広域対策に取り組み、地域住民が被害軽減を実感できる被害対策を推進します。

(3) 地場産業の振興

地場産業の振興に当たっては、文化や伝統といった地域特有の風土に生まれ、長い歴史の中で伝えられてきた繊維・木製品・食品関連の各種産業の高付加価値化を図るとともに、消費者ニーズに適合したぐんまブランドとなるような新製品の開発を促進します。このため、技術力の向上、設備の高度化による生産体制の整備、企画開発力の強化、マーケティング力・販売力の強化を図るとともに、これらを支える人材の確保・育成といった施策を推進します。

また、国内はもとより海外を含めて、販路の拡大に努めます。

特に、農林業に関連した地場産業の振興に当たっては、「農商工連携」、「地域産業資源活用プログラム」といった認定制度を活用し支援します。

なお、これら地場産業の振興を円滑に進めるために、融資制度をはじめ各種支援策の活用を進めます。

(4) 企業の誘致対策

本県は、高速交通網の整備が進み、立地条件の優位性が高く、多くの企業が立地し、産業の集積が図られています。

過疎地域においても、自然や水、観光といった地域の特性や資源を情報発信し、企業誘致に取り組んできました。企業誘致による安定した就業の場の確保は、若者の定住やU J I ターンの促進に大きく寄与することから、今後も、優遇措置を積極的に活用し、過疎地域及び周辺市町村への企業誘致を促進します。

なお、企業の誘致に当たっては、過疎地域の自然や景観の保全に十分留意します。

(5) 創業の促進

過疎地域においても、交通通信体系の整備やインターネットといったICTの飛躍的進歩により、新たな企業活動の場としての条件が整いつつあることから、引き続き過疎地域における創業の促進に努めます。

地域の特性や歴史、民俗、ことばをはじめとする有形、無形の文化といった地域資源を生かした様々な分野での創業を促進するに当たっては、創業支援センターを中心とした相談体制の充実や創業における資金面での融資制度により、地域の立地条件を生かした新たな産業の創出や意欲ある創業者への総合的な支援を市町村と連携のうえ積極的に行います。

(6) 商業の振興

過疎地域の商業は、人口の流出に伴う購買力の低下や後継者難による商店数の減少によ

り厳しい状況にあります。地域社会における日常消費生活の受け皿として一定水準の機能を確保していく必要があります。

また、今後高齢化が更に進行することにより、自動車依存度の高い過疎地域では、自家用車利用が困難となり移動に制約を受ける地域住民が増加することが見込まれます。

こうしたことから、過疎地域の商業の振興に当たっては、地域の実情や住民のニーズを踏まえ、地域団体との連携も図りながら、各種補助を活用した魅力ある商店街づくりや買い物弱者対策を積極的に推進します。

なお、地域住民だけを対象とするのではなく、地場産業や観光・レクリエーションの振興、都市との交流と連携を強化し、地場製品の販売も含めて消費の拡大と商業の振興に努めます。

(7) 観光・レクリエーション

本県の過疎地域は、豊かな自然や文化的資源を有し、首都圏に位置するといった有利な立地条件を有することから、近年のゆとりある生活への志向、余暇の増大、自然環境への関心の高まりを踏まえ、魅力ある観光・レクリエーションの場として整備していきます。また、農林業との連携を図りつつ、農山村と都市との交流の場、自然とのふれあいの場として整備していくとともに、グリーン・ツーリズムをはじめとする体験型の観光を推進します。

新たな地域資源を発掘するとともに、群馬デスティネーションキャンペーン（平成23年度）を契機として、地域資源を組み合わせたネットワークづくりといったソフト面での振興策を充実し、多様な観光ニーズに応えられる魅力ある観光地づくりを推進します。

また、過疎地域と周辺地域との連携を強化し、イベントの開催や観光宣伝、観光ルートの整備や観光ガイドブック・情報誌の発行といった広域的観点からの総合的・計画的な振興に努めます。

さらに、海外に向けても地域の良さを情報発信し、外国人観光客の受入れにも取り組みます。

2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

過疎地域における交通体系の整備は、安全・安心な住民生活の確保や産業振興をはじめ過疎地域の自立促進にとって重要なものであり、引き続き重点的に取り組む必要があります。

道路については、過疎地域と都市とを結ぶ幹線道路の整備をはじめとする「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」に基づく広域的な道路ネットワークの形成を推進するとともに、住民生活に密着した生活道路の整備を進めます。さらに、農林業の振興を図り、農山村環境の改善に資するよう、農道網、林道網の整備を促進します。

また、公共交通については、通勤、通学、買物、通院といった日常生活に必要なものであり、地域住民の移動の手段としてバスや中小私鉄をはじめとする交通機関の確保に努めます。

情報化については、過疎地域においてもICTの利便性を実感できる環境の整備に努めることとします。

さらに、農山村と都市との共生を目指し、地域間の連携による過疎地域の持続可能性を高めるため地域間交流を促進します。

なお、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に当たっては、必要なハード事業の継続に加え、ソフト事業の充実・強化に努めます。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

① 国道、県道の整備

過疎地域における国道及び県道は、産業の振興、都市部との地域間交流を促進するための重要施設であり、幹線道路網を形成し、過疎地域を含めた広域的生活圏の骨格をなすものとして、幅員狭小、線形不良といった交通に課題のある区間の改築による計画的な整備を進めます。特に過疎地域の振興に寄与すると見込まれる路線については重点的な整備に努めます。

また、現道の損傷、劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めます。

② 市町村道の整備

市町村道は、地域住民の日常生活に密着した生活道路であり、これまでの対策により過疎地域における整備水準は向上していますが、県内の市町村道の整備水準からすると低い状況にあることから、国道や県道と連携した計画的な整備を進めます。

なお、過疎地域において、特に重要と認められる基幹的な路線については、県代行業により整備を進めます。

また、現道の損傷、劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めます。

(3) 農道、林道の整備

農業経営の合理化、生産性の向上及び農産物流通の近代化を図るとともに、農村生活環境の改善及び定住の促進に資するため、集落、幹線道路や基幹流通施設との有機的な連携に配慮しながら、農道の整備を計画的に推進します。

林道は、多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的で安定的な林業経営を確立するための基幹となる施設であるとともに、山村の生活環境の改善、地域産業の振興に大きな役割を担うものであることから、林道網計画に基づき、開設、改良を推進します。

なお、過疎地域において、特に重要と認められる基幹的な農林道については、県代行業により整備を進めます。

また、現道の損傷、劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めます。

(4) 交通確保対策

過疎地域においては、バスや中小私鉄は高齢者や学生にとって欠かせない移動の手段であり、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしています。

こうしたバス路線の確保を図るため、バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線については路線維持のための必要な助成措置を講じるとともに、市町村が主体となって運行するバス路線に対しても、地域の実情に応じたバス路線網の整備を支援します。

なお、バス路線の整備や維持に当たっては、コミュニティバス、デマンドバス、スクールバス、福祉バスといった他の公共サービスの活用も含めた効率・効果的輸送形態の確保に努め、少ない経費で地域の実情に応じた移動手段の確保が図れるよう支援します。

また、中小私鉄の維持存続を図るため、沿線市町村とともに輸送の安全性向上のための設備整備や利用促進事業に対し、必要な支援を行います。

(5) ICT利活用の促進

過疎地域においては、生活環境の利便性の向上や、地域経済の活性化を図る上で、ICTの利活用は有効な手段です。

情報通信基盤の整備を更に進めるとともに、ICTの利活用による地域の魅力の情報

発信を支援します。また、保健・医療・福祉、防災・安全といった様々な分野で情報化を進め、安心して暮らせる地域社会の形成に役立てます。

また、テレワークやICTを活用した特産品の販売を推進するとともに、都市部に対して、地域情報や交流イベント情報、UJIターンに向けた情報の積極的な発信に努めます。

(6) 情報通信基盤の整備

情報通信基盤の整備については、ほとんどの地域において超高速ブロードバンドや携帯電話による通信が可能となっています（世帯カバー率99.9%以上）。

公衆無線LAN環境については、観光及び防災の拠点における情報収集・情報発信のため、更なる整備を推進します。

(7) 地域間交流の促進

過疎地域において、都市との交流は、地域経済の活性化、過疎地域に対する理解の促進及び人材ネットワーク形成に資することから、積極的に促進します。

地域間交流の促進に当たっては、豊かな自然環境や地域固有の文化といった過疎地域の特色を生かした交流に資する施設整備や交流機会の提供を進めます。

また、本県過疎地域は、利根川水系の上流部に位置することから、水源かん養や国土の保全といった過疎地域が有する公益的機能の重要性を踏まえ、上下流交流を推進します。

グリーン・ツーリズムについても、都市と農山村の共生を図る上で重要であることから、農家民宿の整備を積極的に推進します。

さらに、地域間交流を促進するため、インターネットを活用し、交流関連情報を提供します。

3. 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域における生活環境の整備は、地域住民の生活条件の向上だけでなく、若者の定住やU J I ターンを促進するうえで重要であることから、上下水道施設、廃棄物処理施設、消防防災体制について計画的かつ効率的な整備を推進します。

特に下水道施設については、水源地域としての役割を担う本県過疎地域の特性から、豊かな水環境を保全するため早急な整備を図るとともに、整備に当たっては過疎地域集落の地理的状況に配慮します。

消防防災体制については、過疎地域の特性を考慮しながら、地域住民の安全の確保や災害時の被害軽減のために積極的に整備を進めます。

また、居住水準の確保や若者の定住を促進するため、公営住宅の整備を進めるとともに、森林・水路の保全活動や景観保全活動といったソフト事業の充実・強化を通じて生活環境の向上に努めます。

(2) 水道、下水処理施設等の整備

① 水道施設

未整備地区の早期整備を進めるとともに、全世帯への普及を目標に整備を進めます。

また、給水人口の減少、簡易水道施設の老朽化や生活水準の向上に伴う水需要の変化に対応するため、上水道と簡易水道の統合や、簡易水道間の統合といった広域化を含めた整備を促進します。

さらに、整備済の施設の損傷・劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めます。

② 下水処理施設等

本県過疎地域の汚水処理人口普及率は、都市部に比較して低位な状況にあるため、汚水処理施設の整備を促進します。

整備に当たっては、各市町村の策定する生活排水処理基本計画に基づき、地理的状況や経済性・実現性を考慮し、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽といった各種の方法により積極的に進めます。

特に広域的な整備が必要と認められる場合には、公共下水道の県代行事業による幹線管渠の整備を推進します。

さらに、整備済の施設の損傷・劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めます。

③ 廃棄物処理施設

し尿処理施設及びごみ処理施設については、適正な維持管理を行うことにより長寿命化を図り、施設整備においては、循環型社会形成を目指した一般廃棄物処理計画に基づき計画的かつ広域的処理を推進します。

また、ごみの減量化やリサイクル活動について住民意識の啓発を図るとともに、不法投棄パトロールにより美しい自然環境の維持に努めます。

(3) 消防防災体制の整備

① 防災体制等の整備

災害に強い安全な地域社会をつくるため、自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、自主防災組織リーダーとなる人材の育成に努めます。

また、災害時における要配慮者対策や孤立集落対策についても、積極的に推進します。

市町村防災行政無線同報系については、未整備地域の解消やデジタル化を推進するとともに、衛星通信ネットワークの適切な運用に努め、防災情報体制の充実・強化に努めます。

さらに、整備済の施設の損傷・劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めます。

② 消防体制の充実

過疎地域における消防力の充実、水利施設の確保、人材の育成・確保について広域消防体制の拡充・強化に努めます。

常備消防については、署所における消防設備を充実するため消防車両の近代化、科学化を進めます。消防団についても、消防車両、消防水利確保のため防火水槽といった消防設備の整備を進めるとともに、迅速な初期消火による火災拡大防止や大規模災害に備えた団員の拡充をはじめ、地域の実情に合わせた消防体制の総合的な充実・強化に努めます。

また、防災ヘリコプターの活用による航空消防防災体制の整備・充実を図ります。

③ 広域救急体制の充実

救急体制の広域化は、本県においては県内全域をネットワークする統合型医療情報システムの効率的運用と情報の充実を促進し、過疎地域においてもシステム活用による患者の症状に応じた病院・診療所への的確かつ迅速な輸送体制の強化に努めます。

4. 高齢者等の保健福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健福祉の向上及び増進の方針

過疎地域における高齢者の保健福祉の向上及び増進は、「群馬県高齢者保健福祉計画」(平成27年3月)に基づき、地域包括ケアシステムの構築、介護予防の推進、認知症施策の推進、多様な福祉・介護サービス基盤の整備、介護人材確保対策と資質の向上により、「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」を目指し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進します。

また、児童の保健福祉の向上及び増進については、児童福祉施設の質的充実に努めるほか、良好な子育て環境のソフト面の整備に努めます。さらに、障害のある人が社会の一員として地域の中で自立し、積極的に社会活動に参加して生きがいのある暮らしができるよう、「バリアフリーぐんま障害者プラン6(群馬県障害者計画・第4期群馬県障害福祉計画)」(平成27年3月)に基づき、就労による自立の促進、生活支援サービスや保健・医療体制の充実、県民理解の促進といった総合的な施策の充実・強化に努めます。

(2) 高齢者等の保健福祉の向上及び増進等

① 「元気・活躍高齢者」を中心とした地域づくり

多くの高齢者が健康を維持するとともに、地域の「支え手」として活躍できるよう、高齢者の社会参加・社会貢献の促進や、健康づくり・介護予防の推進による「元気・活躍高齢者」を中心とした地域づくりに積極的に取り組む必要があります。高齢者が自立した生活をいつまでも送ることができるよう、市町村と連携しながら健康づくりや介護予防を推進するとともに、過疎地域においては農林業を中心とする地域産業の振興や都市との交流、伝統文化の継承において長年の知識や経験、技能を活用した地域への貢献といった生きがいづくりを通して、「元気・活躍高齢者」を中心とした地域づくりを進めます。

② 介護を必要とする高齢者に関する対策

介護保険制度のもとで充実したサービス提供が行われるよう、制度の安定的な運営に努めます。

また、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域密着型サービスの拠点や介護保険施設を整備するとともに、介護人材確保対策を推進します。

(3) 少子化対策等

保育所、児童館、認定こども園といった児童福祉施設の整備については、子どもの数や子どもを育てる社会環境の変化を考慮し、地域特性や多様化するニーズを的確に捉え、地域の実情に応じた整備及び質的向上に努めます。

さらに、少子化対策を積極的に進めるとともに、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

また、心や体に障害のある人が社会の一員として、地域における様々な活動に積極的に参加し、地域で安心して、自分らしい生き方ができる社会の実現に向け、就労による自立の促進、日中活動や住まいの場の確保、県民理解の促進といった施策を総合的に推進します。

5. 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

過疎地域では、高齢者比率が高く公共交通機関も少ないため、地域住民の移動手段が限られており、より身近な生活圏内で必要な初期医療が安定的に受けられる体制の整備が求められています。このため、県では、へき地診療所の施設・設備といったハード面の充実、医師確保、勤務する医師の労働環境支援のための代診医の派遣及びへき地医療拠点病院との連携に努めるとともに、ドクターヘリ活用による救急医療体制の構築といったソフト面の充実に努めます。

また、過疎地域における医療確保のため、「群馬県保健医療計画」に基づき、医療提供体制の構築を進めます。

さらに、県、市町村、県医師会及び県歯科医師会による保健予防活動や健康で元気な暮らしを送るための意識啓発の充実に努めます。

(2) 無医地区対策

へき地診療所に勤務する医師の確保については、当該診療所を運営する自治体の確保活動だけでは困難です。このため、県が出資する自治医科大学の卒業生を勤務医としてへき地診療所へ派遣するとともに、へき地医療支援機構において代診医の派遣、支援事業の企画・調整を行います。

また、へき地診療所における診療機能を向上させるため、診療機器の設備や施設の充実に努めるとともに、へき地診療所とへき地医療拠点病院との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。

さらに、へき地医療拠点病院による巡回診療の実施や、地域の特性を踏まえ、保健師による健康相談や健康教育といった活動を推進します。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

診療科による医師の偏在を解消するため、修学研修資金により小児科や産婦人科等に従事する意欲ある研修医等の研修や修学を支援します。さらに、へき地医療拠点病院、二次保健医療圏の中核的病院と連携し、過疎地域における特定診療科の医療確保に努めます。

6. 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域における良好な教育環境の整備と豊富な学習機会の確保は、地域での人づくりや地域の人々のつながりを強めるうえで重要です。

教育の振興においては、教職員の養成・確保をはじめ、過疎地域の教育条件の充実に努めるとともに、少子化や情報化、国際化が進展する中、一人一人が豊かな心を培い、たくましく生きる力を身に付けられるよう、地域の特色を生かしつつ、社会の変化に対応した教育を推進します。

また、地域間交流の観点からも体験学習のフィールドとして適する農山村を、都市部の子どもたちの体験学習の受入れの場として整備・活用することに努めます。

集会施設や図書館、スポーツ施設といった社会教育施設等については、その整備に努めるとともに、生涯学習・社会教育のソフト面の充実やその学習情報の効果的な伝達に努めます。

(2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備

過疎地域の公立小中学校では、人口の流出により児童生徒数が減少していることから、教育効果の維持向上を図るため、統合が必要となる場合がありますが、地域の実情に即して計画的な施設整備を進め、あわせて校舎、屋内運動場の耐震化を図ります。

また、スクールバスの整備による遠距離通学児童生徒に対する支援といった教育環境の整備に努めることとします。なお、統合を計画する場合には、通学条件の児童生徒に与える影響や、学校が単なる教育施設にとどまらず地域住民にとって最も身近な地域拠点施設としての役割を果たしていることの実態を十分考慮しつつ、地域住民の理解と協力を得ながら行うよう努めます。

さらに、学校施設の整備に当たっては、県産材利用を進めるほか、児童生徒数の減少により生じた余裕教室や廃校施設については、社会教育施設や体験交流施設への転用による有効活用を進めます。

(3) 社会教育施設等の整備

集会施設や図書館、スポーツ施設といった社会教育施設等の利活用については、広域的な観点から施設の相互利用やネットワーク化による有効活用をはじめ維持管理の効率化に努めるとともに、都市住民との交流の場として活用するよう努めます。

7. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

過疎地域に数多く残されている地域の生活に根ざした歴史や伝統文化を保存・継承するとともに、地域資源を生かした新たな地域文化を創造することにより、文化を通じて人々が支え合う個性豊かな地域づくりを推進します。

伝統文化の継承においては、地域住民による継承だけでなく、積極的な情報発信と交流の促進による後継者の確保をはじめ、地域の実情に応じた継承を可能とするためのソフト事業の充実・強化に努めます。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

文化会館、美術館、博物館といった地域文化の振興に係る様々な施設は、地域の文化活動の拠点施設としての役割を担っていることから、施設の質的充実を図り、新たな地域文化の発信拠点としての整備に努めます。

また、地域住民の郷土に対する愛着心を培うとともに、都市住民の過疎地域の歴史や民俗といった固有の文化への関心を高めるため、既存の文化施設の活用や、地域に存在する多くの歴史的・文化的資源の計画的な整備を促進します。

8. 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

集落は、過疎地域において住民が生活する最も基本的な単位であるとともに、農林業における生産活動の補完機能、日常生活における相互扶助機能、農地や山林をはじめとする地域資源の資源管理機能といった集落機能を発揮することで、過疎地域の地域社会の維持と県土の保全という重要な役割を果たしています。

しかし、若年層を中心とした人口流出に伴う少子高齢化の進展によって集落機能が低下し、集落自体の維持が困難な状況が顕在化してきています。

過疎地域の地域社会を引き続き健全に維持していくためには、集落の地域特性を踏まえた効率的かつ適正な生活基盤整備を進めるハード事業と複数集落をネットワークで結ぶ「集落ネットワーク圏」や住民が主体となって取り組む集落の維持・活性化事業といったソフト事業を併せて推進する必要があります。

また、集落の担い手となるようなU J I ターン者を受入れるための環境整備を進めるとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」、「緑のふるさと協力隊」といった外部人材を積極的に活用することで、集落の維持・活性化に努めます。

(2) 集落の維持・活性化

集落の小規模化、高齢化によって個々の集落では集落機能を維持することが困難であることから、地域の実情を考慮した上で、より広い範囲で、住民の日常生活の要となる基幹集落を中心に複数の集落をネットワークで結び集落間の相互補完関係を強化する「集落ネットワーク圏」の形成を関係者の理解と合意の下に支援します。

また、集落の住民が「過疎化」の問題を自らの問題として考え、持続可能な地域社会を実現するために自ら行動に移すことが重要です。このため、住民が自主的に取り組む集落の維持・活性化の活動を市町村と協力しながら積極的に支援していきます。

(3) 移住・定住の促進

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、都市部では実現できない豊かな自然の中での生活を希望する地方への移住志向が高まりを見せています。こうした移住希望者のニーズを的確に捉え、過疎地域をはじめとする県内への移住・定住を促進するため、東京の「ぐんま暮らし支援センター」において本県専任の相談員が移住希望者からの相談にワンストップで対応するとともに、都内での移住相談会の開催をはじめ、市町村と連携して「ぐんま暮らし」の情報発信を積極的に行うことで、U J I ターンを促進し、集落の担い手の確保に努めます。

また、移住者にとって新たな生活や活動の拠点となる空き家等の有効活用をはじめ、地域住民の移住者への理解促進といった移住者受入れの環境整備を市町村と連携して進めます。

さらに、都市から移住し、自らの才能や能力を生かした地域ブランド品開発や住民の生活支援を行う「地域おこし協力隊」や「緑のふるさと協力隊」について、市町村と連携して隊員の募集を行うほか、任期後も地域に定住できるよう支援していきます。

9. 多様な主体と行政の連携及び広域連携の強化

(1) 多様な主体と行政の連携

過疎地域の自立促進に当たっては、市町村の自主的・主体的な取組が何よりも重要であり、これに県が協力し、国が特例措置により支援することとされています。また、近年は、地域コミュニティ、ボランティアやNPO法人、企業、大学や高校などの多様な主体が、地域づくりに取り組むことも注目されています。

市町村が過疎対策の中心的役割を担うこととなりますが、国、県を含めた行政の取組だけではなく、上述の多様な主体と行政とが連携して地域の課題を共有し、一体となって取り組むことが重要です。

過疎対策の実施に当たっては、過疎地域の自立促進の実現を目指し、多様な主体と行政との連携を強化し、地域づくりを推進します。

(2) 広域連携の強化

過疎対策における隣接市町村は、公共交通や医療をはじめとする共通の課題を抱えていることから、双方が連携することにより、施設への重複投資が避けられるといった効率的かつ効果的な対策が実施できることとなります。

また、過疎市町村は、産業構造の変化により日常的な生活圏や雇用の場が広がり、地域の中心的な都市との関係が強まっていることから、中心的な都市との広域的な連携を更に強化することにより、より効率的かつ効果的な過疎対策が可能となります。

さらに、自治体間の連携だけでなく、地域コミュニティ、ボランティアやNPO法人、企業、大学や高校などの多様な主体同士が連携して地域課題の解決に取り組むことも効果的と考えられることから、その積極的な促進が望まれます。

過疎対策の実施に当たっては、地域の実情を踏まえ、地域に合った広域連携を進めるとともに、その強化に努めます。

(3) その他

合併した過疎市町村については、過疎地域に住む住民の地域に対する思いや良き伝統、さらにはこれまで培われてきた取組のあり方に配慮し、生かしていく仕組みを考えることが必要です。

4 地域別自立促進の方向性

本県では、14市町村が過疎地域を有していますが、それぞれの地域ごとに地勢や気候をはじめ様々な違いがあるとともに、地域特性を生かした個性溢れるまちづくりが行われています。社会状況が変化するなか、本県の持つ限りない可能性を大きくはばたかせるためには、過疎地域においても本来の地域特性を発揮した地域づくりを進め、地域の活力を高めていくことが今後ますます重要になります。

そこで、県が果たすべき役割を踏まえながら、市町村や多様な主体との連携のもとに各地域が目指すべき方向性を「地域別自立促進の方向性」として示すものです。

(1) 県西部地域（高崎市のうち旧倉淵村の区域）

当地域は、榛名山の南西に位置し、林野面積が約85%を占めており、地域のほぼ中央には、この地域を水源とする烏川が西から東へと流れ、両側の段丘に耕地と集落が散在する起伏の多い緑豊かな山村です。一方、古くからの基幹産業である農林業は、後継者不足と担い手の高齢化により、厳しい状況にあります。

当地域については、有機農法による付加価値を高めた農作物の栽培が盛んであるため、首都圏への農産物の販売を拡大するとともに、新規就農者の移住を促進することが求められます。

また、北陸新幹線「安中榛名駅」へのアクセスの良さを生かし、自然環境の保全に努めながら、生活基盤を整備し、子育て世代の定住やUJIターンを促進することも必要です。さらに、遊休農地を利用した「クラインガルテン」や「はまゆう山荘」のほか、平成26年4月にオープンした「道の駅 くらぶち小栗の里」を核とした都市住民との交流や高崎市の市街地との連携を促進するとともに、温泉や、数多い道祖神、小栗上野介関連文化財といった地域資源を活用した魅力ある地域づくりを進めることが求められます。

(2) 県南西部地域（藤岡市のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町、下仁田町、南牧村）

① 藤岡市のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町

当地域は、県南部に位置し、埼玉県、長野県と県境を接しており、東側に向かって平坦部が開けていますが、それ以外は急峻な山岳地帯であり、林野面積が約90%を占める山村地域です。この地域には関東一の清流と言われる神流川が流れ、緑あふれる自然環境と日本の原風景である農山村の暮らしが今なお現存する魅力ある地域です。一方、厳しい自然条件に加え、社会経済状況の変化により基幹産業である農林業の衰退が著しく、

県内でも過疎化・高齢化が深刻な地域の一つとなっています。

当地域については、道路交通網の整備による定住環境の確保に加え、将来にわたり都市住民に貴重な自然と心の安らぎを提供可能な環境整備に努めるとともに、地域資源を活用した産業振興による移住・定住の促進が求められます。

旧鬼石町の区域は、神流川流域の谷口集落として発展し、県内でも有数の木材集産地として栄えました。平成18年には県内で最大規模の製材工場と原木市場を併設した「県産材センター」が稼働し、県産材の加工・流通拠点として地域の林業振興を支えるとともに地元の雇用にも寄与しています。また、国指定の名勝及び天然記念物である三波石峡や冬桜が咲く桜山公園といった地域資源の魅力をさらに高めようと地元高校生や地域住民と協働した特産品開発による観光振興のほか、国内外の若手アーティストが地域に滞在して作品を製作するアート・レジデンシーの取組や住民が主体となって開催する地域の魅力を生かした地域活性化イベントにより、交流人口が拡大しています。今後も魅力的なまちづくりを進め、移住・定住を希望する人を受入れる体制の整備が求められます。

上野村は、「過疎」という言葉が一般的に使われる以前から高度経済成長期の村人口の激減を「人口急減病」と称し、強い危機感を持って国民宿舎の開業、鍾乳洞不二洞の開発といった観光振興を皮切りに、イノブタ生産による農業振興、木工振興、6次産業化と次々に手を打ってきました。また、雇用を創出しつつ進めたIターン者の積極的な受入れによって、Iターン者が村の人口の18%を占めるまでに至り、村内に活気をもたらしています。こうした全国に先駆けて実施してきた過疎対策の取組は高く評価されるべきものであり、今後は、地域資源である木材を活用したエネルギーの地産地消を進め、地域内循環型経済による持続するコミュニティの形成が期待されます。

神流町は、「神流川」、「鯉のぼり」、「恐竜」、「鮎の里」、「トレイルランニング」の地域イメージが確立されており、イベント開催時には多くの観光客で町内が賑わいます。こうした地域資源を生かしたイベントの強化による交流人口の拡大と「あかじゃが」をはじめとする地場製品のブランド化及び地域資源である「恐竜」を活用した産業振興によって、移住者の受入れの環境整備に努め、移住・定住を促進することが求められます。

なお、「ふるさと林道湯の沢線（湯の沢トンネル）」の開通により交通アクセスが向上した南牧・下仁田地域の観光施設と奥多野地域の豊富な地域資源を広域的なネットワークで結び、奥多野周遊コースとする観光振興を進めます。また、大学や住民との連携による世代間交流を通じた中山間地域の活性化や、「地域おこし協力隊」、「緑のふるさと協力隊」による地域活動に対する支援を強化するとともに、地域への定住・定着に向け市町村と連携して取り組みます。

② 下仁田町、南牧村

当地域は、県南西部に位置し、急峻な山々に囲まれた林野面積が85%以上を占める山村地域です。上信越自動車道のインターチェンジが整備され、高速交通網へのアクセスも比較的整備されています。一方、基幹産業である農林業については、総人口の著しい減少に伴い農林業従事者数も減少の一途にあり、後継者不足に加えて耕作放棄地も増加しています。また、就業場所が少ないことから若年層が減少し、高齢化が依然として進行しています。特に南牧村は、平成17年国勢調査以降、日本一の高齢化の村となっています。近年では、過疎化の進行により集落機能が維持できず地域コミュニティが衰退し、消滅の可能性が危惧される集落も見受けられるようになりました。また、これらの地域住民の足を確保するための公共交通機関の維持が大きな課題となっています。

当地域については、こんにゃく、下仁田ねぎ、しいたけ、炭製品といった地域の特産物の販売拡大を図るとともに、優良林業地域・製材業の集積地域としての特性を生かして、地域材の一体的な生産・加工・供給体制の確立を引き続き促進する必要があります。また「ふるさと林道湯の沢線（湯の沢トンネル）」の開通によりアクセスが良くなった奥多野地域と連携を深め、それぞれの地域の「道の駅」を核に広域的な観光振興や防災の両面で協力を図るとともに、農業と観光による地域経済の活性化と交流人口の増大が求められます。

下仁田町は、平成26年6月25日に世界文化遺産登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つである「荒船風穴」を抱える拠点地域として、この保全に努めるとともに、「日本ジオパーク」として認定され、世界認定も視野に入れた「ジオパーク構想」の推進による観光客の誘致と交流人口の増大及び地域経済の活性化が求められます。

南牧村は、地域住民が構成員となって村の将来のために活動する協議会と行政が連携して村内の空き家を活用した移住者の受入れに取り組むとともに、恵まれた自然環境や地域資源を活用した地域づくりを進め、村の担い手の確保による活気あふれる村づくりが求められます。

なお、公共交通機関としての上信電鉄は、地域住民の重要な足を守る観点はもとより、観光にも重点を置いた鉄道として積極的な観光客誘致により路線の維持を図っていく必要があります。

(3) 県北西部地域（中之条町、嬭恋村、東吾妻町）

当地域は、県北西部に位置し、豊かな自然と温泉をはじめとする豊富な地域資源に恵まれた農山村地域です。一方で、就業の場が少なく若年層を中心とした人口の減少が深刻な問題であり、地域高規格道路「上信自動車道」の早期建設及び生活道路・下水道といった生活基盤整備が最重要課題となっています。

観光は当地域の基幹産業であり、一層の振興を図るとともに農林業との連携を深め、地域内はもとより、渋川地域や利根・沼田地域をはじめ隣接地域との広域的な連携・機能分担を図ることにより、地域の活性化を促進する必要があります。

中之条町は、四万温泉や沢渡温泉、六合温泉郷といった数多くの温泉地のほか、赤岩地区（重要伝統的建造物群保存地区）をはじめとする歴史資産と平成27年5月28日にラムサール条約湿地として登録された芳ヶ平湿地群をはじめとする貴重な自然資産を有しており、これら地域資源を保全、活用した観光の振興が求められます。なかでも、地域資源に文化（芸術）を融合させた現代アートの祭典「中之条ビエンナーレ」を通じて交流人口の増加と地域の活性化を図っていきます。また、地域の特性を生かした農産物や伝統工芸品の販路拡大、産地の強化、農業と観光を結びつけた新しい産業モデルを確立し、地域の振興を図るとともに、小水力発電をはじめ「再生可能エネルギー」によるエネルギー地産地消の町づくりが期待されます。

嬭恋村は、幹線道路網の整備により自然環境や景観が優れた長期滞在型リゾート地・魅力ある観光地づくりが期待されます。また、高原キャベツの一大産地を維持しながら豊かな地域資源と農林業との連携を進め、情報ネットワーク化や交流拠点施設を整備するとともに、都市との交流事業により移住人口の増加を目指し、子育て支援を拡充して若者の定住を確保することが求められます。

東吾妻町は、吾妻峡や箱島湧水、岩櫃山を中心に「必ず立ち寄りたい観光地」となるよう、計画的に観光関連施設の整備を行うとともに、都市圏との積極的な交流による効果的・効率的な観光ネットワークを構築する必要があります。また、町の基幹産業である農林業の振興、U J I ターン者の就業支援等を行い、若年層・中堅層の定住促進や産業の活性化を図り、自然環境を生かした安心して暮らせる生活環境づくりが求められます。

（４） 県北東部地域（沼田市のうち旧利根村の区域、片品村、みなかみ町）

当地域は、尾瀬や吹割の滝、谷川連峰をはじめとする豊かな自然環境と水資源を有しており、温泉地や数多くのスキー場といった自然利用型の観光施設が整備され、充実しています。しかし、レジャーの多様化と高速交通網の発達により首都圏からの日帰り圏内化が進み、宿泊客やスキー場の入り込み客の減少が続いています。

旧利根村の区域は、農業後継者の育成やU J I ターン者の受入れ環境を整備し、就農者の確保に努めるとともに、都市住民を巻き込んだグリーン・ツーリズムの活用と農産物のブランド化が求められます。林業においては、国産材の復活を視野に入れて優良材生産を継続して実施する必要があります。また、各産業の人材育成を発端とする産業振興・雇用促進が期待されます。さらに、豊富な地域資源をネットワーク化し、多様な観

光客のニーズに応じた魅力ある観光地づくりが求められます。

片品村は、尾瀬に代表される豊かな自然や観光の取組の歴史、村民と行政との連携による「尾瀬ブランド」の確立により農産物や加工食品といった新産業の創造と恵まれた自然を活用した「グリーン・ツーリズム」や「国際観光（インバウンド）」の推進により、外国人の誘致や広域的観光ルートを確立し、滞在型観光振興を促進することで、UJIターナー者を含む若者の雇用確保と定住化が求められます。

また、北関東自動車道の全線開通、平成25年11月に開通した国道120号（椎坂バイパス（椎坂利根・椎坂白沢トンネル））に対応した新たな観光客の取り込みを行うとともに、地域の魅力を再発見し、地域住民が誇りを持っていきいきと暮らせる地域づくり、地域間・団体間のネットワーク構築が期待されます。

みなかみ町は、利根川源流のまちとして、東京圏の生命と経済活動を支えていることを誇りとして、水と森を守る取組を推進し、豊かな自然環境と共生していく暮らしを提案し、「エコツーリズム」（観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという取組）を国内外に向けてPRすることにより、基幹産業である観光の振興が求められます。

谷川連峰「一ノ倉沢・マチガ沢」に代表される美しい山々では、登山やスキーが楽しみ、利根川源流の豊かな水資源を活用したラフティングやキャニオニングなどの四季折々のアウトドアスポーツを体験することができるほか、水上温泉や猿ヶ京三国温泉に代表される「みなかみ18湯」及び体験型観光施設「たくみの里」などの地域資源を有効活用し一層の連携を図る必要があります。これにより、観光を中心とした交流人口を増大し、地域ブランド化を目指して農業の振興や地場産品の開発、新規産業の育成が求められます。

さらに、地域内での経済活動を安定化させるため、人口減少対策として子育て支援や高齢者福祉、仕事の創出、移住定住支援を充実し、安心して地域に住み続けることができるまちづくりが期待されます。

（５） 県東部地域（桐生市のうち旧黒保根村の区域、みどり市のうち旧（勢）東村の区域）

当地域は、赤城山東麓に広がる豊かな自然に恵まれた山林地帯であり、林野面積が90%以上を占める山村地域です。

古くからの基幹産業である農林業の生産性向上が容易ではなく、企業もほとんどが小規模です。そのため、若年層を中心として都市部へ人口が流出しており、過疎化・高齢化が進展しています。

当地域については、農林業や地場産業の振興とともに観光との結び付きを強め、地域

内への移住・定住を促進するための道路や観光施設、住宅、農林業生産基盤の整備を推進する必要があります。

旧黒保根村の区域では、地域の基幹産業である農林業の基盤整備を進め、遊休農地の活用や地形や気候にあった新たな農産物の導入により農業の振興を図る必要があります。また、若者が住みたくなるような定住促進施策に取り組むことで、定住者や移住者の増加が期待されます。さらに、小中学校では、黒保根地域にゆかりのある「西町インターナショナルスクール」（東京都港区）と古くから交流がありますが、英語教育の充実により、地域外通学者や定住者の増加を図ることはもとより国際人としての感覚を持った人材の育成が求められます。

旧勢多郡東村の区域では、渡良瀬川沿いの美しい渓谷や山々といった豊かな自然と草木湖や国民宿舎サンレイク草木、富弘美術館といった観光拠点があり、水源地域として森と緑豊かな魅力ある地域となっています。こうした豊かな自然を生かした観光・交流事業と、観光共生型のまちづくりを進め、交流人口の拡大による地域への移住・定住を促進することが求められます。

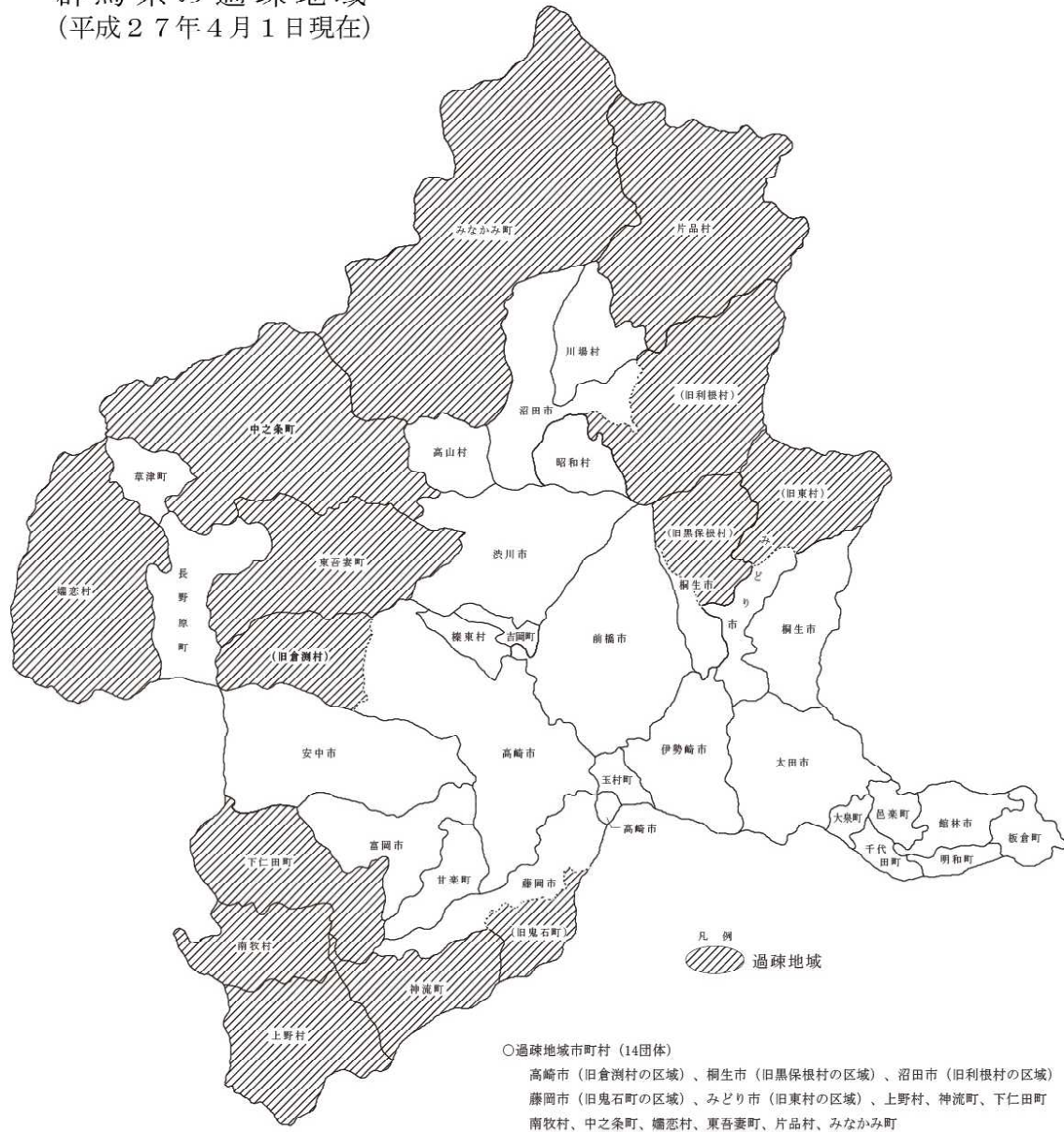
なお、地域住民にとって大切な公共交通機関である「わたらせ渓谷鐵道」は、当地域最大の地域資源でもあるため、輸送の安全性向上のための施設整備に対し支援を行うほか、鉄道の利用促進の支援・協力を行うとともに、利用者の利便性の向上を図るため、駅舎や周辺環境整備を進めます。

さらに、全線開通した北関東自動車道を効率的かつ効果的に活用するための道路整備を推進し、都市との交流や観光施設への交通アクセスの向上に努めます。

資 料 編

図一 1 過疎地域

群馬県の過疎地域
(平成27年4月1日現在)



表－１ 過疎地域市町村等の人口、面積、財政状況等

市町村名等	H22国勢調査					面積 (km ²)	人口密度 (人)	財政力指数 (H25-27)
	総人口	若年者 人口	若年者 比率	高齢者 人口	高齢者 比率			
高崎市 (旧倉渕村)	4,067	470	11.6%	1,463	36.0%	127.26	32	—
桐生市 (旧黒保根村)	2,259	253	11.2%	851	37.7%	101.50	22	—
沼田市 (旧利根村)	4,337	466	10.7%	1,416	32.6%	278.90	16	—
藤岡市 (旧鬼石町)	6,100	795	13.0%	2,009	32.9%	52.45	116	—
みどり市 (旧(勢)東村)	2,526	279	11.0%	972	38.5%	141.57	18	—
上野村	1,306	111	8.5%	553	42.3%	181.85	7	0.99
神流町	2,352	136	5.8%	1,231	52.3%	114.60	21	0.12
下仁田町	8,911	900	10.1%	3,549	39.8%	188.38	47	0.28
南牧村	2,423	144	5.9%	1,387	57.2%	118.83	20	0.14
中之条町	18,216	2,191	12.0%	5,995	32.9%	439.28	41	0.39
嬭恋村	10,183	1,244	12.2%	2,905	28.5%	337.58	30	0.39
東吾妻町	15,622	1,907	12.2%	4,917	31.5%	253.91	62	0.41
片品村	4,904	567	11.6%	1,431	29.2%	391.76	13	0.23
みなかみ町	21,345	2,512	11.8%	6,746	31.6%	781.08	27	0.44
県過疎地域	104,551	11,975	11.5%	35,425	33.9%	3,508.95	30	0.39
県全体	2,008,068	290,994	14.5%	470,520	23.4%	6,362.28	316	0.72
割合	5.2%					55.2%		

※若年者比率は15歳～29歳の人口、高齢者比率は65歳以上の人口の県全体の人口に対する比率。

※財政力指数のうち県過疎地域の値は一部過疎地域を除いた団体の値であり、各年度の財政力指数（小数点以下第5位未満四捨五入）を用いた3ヶ年平均の値（小数点以下第2位未満切り捨て）。

※面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調による。

ただし、一部過疎地域は市町村合併前の値。

表－２ 過疎地域の土地利用状況

(単位: ha)

市町村	総数	林野率				耕地			その他
		総数	林野率	国有林	民有林	総数	田	畑	
高崎市 (旧倉渕村)	12,726	10,870	85%	3,266	7,604	445	153	280	1,412
桐生市 (旧黒保根村)	10,150	9,095	90%	4,981	4,114	187	70	101	869
沼田市 (旧利根村)	27,890	25,237	90%	20,859	4,378	806	56	728	1,847
藤岡市 (旧鬼石町)	5,245	4,143	79%	228	3,915	74	16	48	1,028
みどり市 (旧(勢)東村)	14,157	13,196	93%	1,220	11,976	122	42	50	839
上野村	18,186	17,369	96%	7,455	9,914	88	-	88	729
神流町	11,469	10,126	88%	1,857	8,269	198	-	198	1,145
下仁田町	18,827	16,109	86%	3,638	12,472	729	40	689	1,989
南牧村	11,878	10,745	90%	3,735	7,010	138	-	138	995
中之条町	43,928	38,196	87%	30,101	8,094	1,530	451	1,080	4,202
嬭恋村	33,751	25,767	76%	14,344	11,423	4,200	108	4,090	3,784
東吾妻町	25,365	19,722	78%	7,555	12,167	2,210	464	1,750	3,433
片品村	39,201	36,499	93%	9,208	27,291	725	141	584	1,977
みなかみ町	78,091	70,240	90%	56,863	13,377	1,750	691	1,060	6,101
過疎地域計	350,864	307,314	88%	165,310	142,004	13,202	2,232	10,884	30,350
県計	636,233	424,724	67%	195,969	228,755	73,900	27,600	46,300	137,609

※平成26年版 群馬県森林林業統計書(第2表 土地利用)より作成

※一部過疎地域を含む市の値は、市町村合併前の平成16年版 群馬県森林林業統計書(利根村)、平成17年版 群馬県森林統計書(倉渕村、黒保根村、鬼石町、(勢)東村)より作成。

ただし、耕地面積の総数は樹園地の面積を含むため、田畑の計とは必ずしも一致しない。

表－３ 過疎地域市町村等の人口推移

市町村名	国勢調査人口(人)											人口増減率(%)																
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35-40	S40-45	S45-50	S50-55	S55-60	S60-H2	H2-7	H7-12	H12-17	H17-22	S35-H7	S45-H7	S35-H17	S55-H17	S40-H22	S60-H22	S35-H22
高崎市 (旧倉測村)	7,750	6,944	6,511	6,237	5,973	5,732	5,509	5,176	4,838	4,427	4,067	▲ 10.4	▲ 6.2	▲ 4.2	▲ 4.2	▲ 4.0	▲ 3.9	▲ 6.0	▲ 6.5	▲ 8.5	▲ 8.1	▲ 33.2	▲ 20.5	▲ 42.9	▲ 25.9	▲ 41.4	▲ 29.0	▲ 47.5
桐生市 (旧黒保根村)	5,225	4,616	3,914	3,479	3,356	3,213	3,030	2,860	2,753	2,586	2,259	▲ 11.7	▲ 15.2	▲ 11.1	▲ 3.5	▲ 4.3	▲ 5.7	▲ 5.6	▲ 3.7	▲ 6.1	▲ 12.6	▲ 45.3	▲ 26.9	▲ 50.5	▲ 22.9	▲ 51.1	▲ 29.7	▲ 56.8
沼田市 (旧利根村)	10,078	8,313	7,288	6,610	6,508	6,218	5,875	5,606	5,274	4,865	4,337	▲ 17.5	▲ 12.3	▲ 9.3	▲ 1.5	▲ 4.5	▲ 5.5	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 7.8	▲ 10.9	▲ 44.4	▲ 23.1	▲ 51.7	▲ 25.2	▲ 47.8	▲ 30.3	▲ 57.0
藤岡市 (旧鬼石町)	11,100	11,476	10,720	10,415	9,572	9,042	8,432	7,852	7,269	6,808	6,100	3.4	▲ 6.6	▲ 2.8	▲ 8.1	▲ 5.5	▲ 6.7	▲ 6.9	▲ 7.4	▲ 6.3	▲ 10.4	▲ 29.3	▲ 26.8	▲ 38.7	▲ 28.9	▲ 46.8	▲ 32.5	▲ 45.0
みどり市 (旧(勢)東村)	7,048	6,368	5,814	5,157	4,517	4,173	3,876	3,657	3,275	2,948	2,526	▲ 9.6	▲ 8.7	▲ 11.3	▲ 12.4	▲ 7.6	▲ 7.1	▲ 5.7	▲ 10.4	▲ 10.0	▲ 14.3	▲ 48.1	▲ 37.1	▲ 58.2	▲ 34.7	▲ 60.3	▲ 39.5	▲ 64.2
上野村	4,299	3,551	2,996	2,581	2,309	1,968	1,711	1,586	2,285	1,535	1,306	▲ 17.4	▲ 15.6	▲ 13.9	▲ 10.5	▲ 14.8	▲ 13.1	▲ 7.3	44.1	▲ 32.8	▲ 14.9	▲ 63.1	▲ 47.1	▲ 64.3	▲ 33.5	▲ 63.2	▲ 33.6	▲ 69.6
神流町	8,766	7,799	6,878	5,982	5,469	4,746	4,159	3,644	3,210	2,757	2,352	▲ 11.0	▲ 11.8	▲ 13.0	▲ 8.6	▲ 13.2	▲ 12.4	▲ 12.4	▲ 11.9	▲ 14.1	▲ 14.7	▲ 58.4	▲ 47.0	▲ 68.5	▲ 49.6	▲ 69.8	▲ 50.4	▲ 73.2
下仁田町	20,640	19,148	17,573	16,285	15,228	14,237	13,683	12,266	11,171	10,144	8,911	▲ 7.2	▲ 8.2	▲ 7.3	▲ 6.5	▲ 6.5	▲ 3.9	▲ 10.4	▲ 8.9	▲ 9.2	▲ 12.2	▲ 40.6	▲ 30.2	▲ 50.9	▲ 33.4	▲ 53.5	▲ 37.4	▲ 56.8
南牧村	9,602	8,715	7,671	6,856	5,893	5,089	4,387	3,829	3,340	2,929	2,423	▲ 9.2	▲ 12.0	▲ 10.6	▲ 14.0	▲ 13.6	▲ 13.8	▲ 12.7	▲ 12.8	▲ 12.3	▲ 17.3	▲ 60.1	▲ 50.1	▲ 69.5	▲ 50.3	▲ 72.2	▲ 52.4	▲ 74.8
中之条町	26,383	24,682	23,389	22,792	22,618	22,451	21,627	21,056	20,389	19,398	18,216	▲ 6.4	▲ 5.2	▲ 2.6	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 3.7	▲ 2.6	▲ 3.2	▲ 4.9	▲ 6.1	▲ 20.2	▲ 10.0	▲ 26.5	▲ 14.2	▲ 26.2	▲ 18.9	▲ 31.0
嬬恋村	15,214	13,775	12,074	10,839	10,737	11,056	10,957	11,135	10,657	10,858	10,183	▲ 9.5	▲ 12.3	▲ 10.2	▲ 0.9	3.0	▲ 0.9	1.6	▲ 4.3	1.9	▲ 6.2	▲ 26.8	▲ 7.8	▲ 28.6	1.1	▲ 26.1	▲ 7.9	▲ 33.1
東吾妻町	24,624	22,520	20,801	20,128	19,975	19,641	19,169	18,420	17,689	16,847	15,622	▲ 8.5	▲ 7.6	▲ 3.2	▲ 0.8	▲ 1.7	▲ 2.4	▲ 3.9	▲ 4.0	▲ 4.8	▲ 7.3	▲ 25.2	▲ 11.4	▲ 31.6	▲ 15.7	▲ 30.6	▲ 20.5	▲ 36.6
片品村	8,491	7,570	6,754	6,228	6,134	6,132	6,109	6,106	5,929	5,478	4,904	▲ 10.8	▲ 10.8	▲ 7.8	▲ 1.5	0.0	▲ 0.4	0.0	▲ 2.9	▲ 7.6	▲ 10.5	▲ 28.1	▲ 9.6	▲ 35.5	▲ 10.7	▲ 35.2	▲ 20.0	▲ 42.2
みなかみ町	32,605	33,470	29,218	29,022	28,123	27,261	26,540	26,252	25,079	23,310	21,345	2.7	▲ 12.7	▲ 0.7	▲ 3.1	▲ 3.1	▲ 2.6	▲ 1.1	▲ 4.5	▲ 7.1	▲ 8.4	▲ 19.5	▲ 10.2	▲ 28.5	▲ 17.1	▲ 36.2	▲ 21.7	▲ 34.5
県過疎地域	191,825	178,947	161,601	152,611	146,412	140,959	135,064	129,445	123,158	114,890	104,551	▲ 6.7	▲ 9.7	▲ 5.6	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 4.2	▲ 4.2	▲ 4.9	▲ 6.7	▲ 9.0	▲ 32.5	▲ 19.9	▲ 40.1	▲ 21.5	▲ 41.6	▲ 25.8	▲ 45.5
県全体	1,578,476	1,605,584	1,658,909	1,756,480	1,848,562	1,921,259	1,966,265	2,003,540	2,024,852	2,023,996	2,008,068	1.7	3.3	5.9	5.2	3.9	2.3	1.9	1.1	0.0	▲ 0.8	26.9	20.8	28.2	9.5	25.1	4.5	27.2

※国勢調査の結果を基に算出。

表－４ 過疎地域の年齢階層別人口の推移

区 分	S35		S40		S45		S50		S55		S60		H2		H7		H12		H17		H22		S35-H22	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	増減率	
県 過 疎 地 域	計	191,825	100.0%	178,947	100.0%	161,601	100.0%	152,611	100.0%	146,412	100.0%	140,959	100.0%	135,064	100.0%	129,445	100.0%	123,158	100.0%	114,890	100.0%	104,551	100.0%	-45.5%
	15-29歳	39,841	20.8%	36,201	20.2%	33,683	20.8%	31,388	20.6%	27,783	19.0%	23,908	17.0%	21,322	15.8%	19,586	15.1%	17,820	14.5%	14,713	12.8%	11,975	11.5%	-69.9%
	65歳以上	12,695	6.6%	13,892	7.8%	15,746	9.7%	17,566	11.5%	19,478	13.3%	21,541	15.3%	25,213	18.7%	30,369	23.5%	33,715	27.4%	35,728	31.1%	35,425	33.9%	179.0%
県 全 体	計	1,578,476	100.0%	1,605,584	100.0%	1,658,909	100.0%	1,756,480	100.0%	1,848,562	100.0%	1,921,259	100.0%	1,966,265	100.0%	2,003,540	100.0%	2,024,852	100.0%	2,023,996	100.0%	2,008,068	100.0%	27.2%
	15-29歳	392,602	24.9%	427,829	26.6%	443,508	26.7%	415,662	23.7%	370,650	20.1%	365,879	19.0%	399,359	20.3%	411,171	20.5%	386,591	19.1%	332,100	16.4%	290,994	14.5%	-25.9%
	65歳以上	96,770	6.1%	110,277	6.9%	130,799	7.9%	154,371	8.8%	184,115	10.0%	214,871	11.2%	256,367	13.0%	313,425	15.6%	367,117	18.1%	416,876	20.6%	470,520	23.4%	386.2%

※国勢調査の結果を基に算出。

表－５ 過疎地域の年齢階層別人口の推計

区 分	H27		H32		H37		H42		H47		H52		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
県 過 疎 地 域	計	78,182	100.0%	71,605	100.0%	65,202	100.0%	59,136	100.0%	53,417	100.0%	47,847	100.0%
	15-29歳	8,708	11.1%	8,031	11.2%	6,797	10.4%	5,560	9.4%	4,579	8.6%	3,890	8.1%
	65歳以上	29,646	37.9%	29,885	41.7%	28,953	44.4%	27,388	46.3%	25,459	47.7%	23,576	49.3%
県 全 体	計	1,971,225	100.0%	1,920,494	100.0%	1,857,908	100.0%	1,787,483	100.0%	1,710,958	100.0%	1,629,974	100.0%
	15-29歳	279,425	14.2%	275,463	14.3%	263,420	14.2%	244,510	13.7%	221,564	12.9%	201,058	12.3%
	65歳以上	543,473	27.6%	577,951	30.1%	581,686	31.3%	579,851	32.4%	582,611	34.1%	596,440	36.6%

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）を基に算出。ただし、一部過疎地域は除く。

表－６ 過疎地域市町村等の産業別人口

区 分	S35		S40		S45		S50		S55		S60		H2		H7		H12		H17		H22		S35-H22 増減率	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
過 疎	第1次産業	52,994	58.6%	43,851	50.5%	36,191	43.3%	27,029	34.8%	24,627	31.1%	18,208	24.4%	14,638	20.2%	11,941	17.3%	10,443	16.3%	9,895	16.9%	7,905	15.5%	-85.1%
	第2次産業	15,739	17.4%	17,835	20.6%	19,930	23.9%	20,945	27.0%	23,298	29.5%	23,524	31.5%	23,596	32.5%	21,309	30.8%	19,200	30.0%	14,902	25.5%	12,535	24.5%	-20.4%
	第3次産業	21,670	24.0%	25,080	28.9%	27,403	32.8%	29,720	38.3%	31,154	39.4%	32,865	44.1%	34,351	47.3%	35,855	51.9%	34,274	53.6%	33,709	57.6%	30,650	60.0%	41.4%
	計	90,403	100.0%	86,766	100.0%	83,524	100.0%	77,694	100.0%	79,079	100.0%	74,597	100.0%	72,585	100.0%	69,105	100.0%	63,917	100.0%	58,506	100.0%	51,090	100.0%	-43.5%
全 県	第1次産業	326,769	43.0%	273,897	33.7%	242,580	27.2%	175,710	20.2%	148,458	16.5%	124,072	12.9%	99,167	9.8%	83,222	7.9%	71,815	6.9%	66,322	6.6%	51,801	5.5%	-84.1%
	第2次産業	202,050	26.6%	256,521	31.6%	314,234	35.3%	316,003	36.3%	344,283	38.3%	376,044	39.2%	406,254	40.0%	401,218	38.2%	378,958	36.6%	327,676	32.6%	297,640	31.8%	47.3%
	第3次産業	230,412	30.3%	281,664	34.7%	333,465	37.5%	378,239	43.5%	407,332	45.3%	458,342	47.8%	509,546	50.2%	564,569	53.8%	584,534	56.5%	612,149	60.8%	585,636	62.6%	154.2%
	計	759,231	100.0%	812,082	100.0%	890,279	100.0%	869,952	100.0%	900,073	100.0%	958,458	100.0%	1,014,967	100.0%	1,049,009	100.0%	1,035,307	100.0%	1,006,147	100.0%	935,077	100.0%	23.2%

※「計」は、各産業の合計であり、分類不能の職業等は含まれていない。
 ※国勢調査資料を基に作成。

表－7 平成25年度 区分別歳入決算額

(単位：千円)

区 分	過疎市町村		非過疎市町村		県計		(再掲)			
							市計		町村計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 町 村 税	13,393,538	22.7%	278,624,660	36.3%	292,018,198	35.4%	247,558,971	36.4%	44,459,227	30.4%
地 方 譲 与 税	790,343	1.3%	7,524,027	1.0%	8,314,370	1.0%	6,405,816	0.9%	1,908,554	1.3%
利 子 割 交 付 金	19,938	0.0%	605,205	0.1%	625,143	0.1%	541,592	0.1%	83,551	0.1%
地 方 消 費 税 交 付 金	785,790	1.3%	18,377,963	2.4%	19,163,753	2.3%	16,315,640	2.4%	2,848,113	1.9%
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	97,538	0.2%	913,878	0.1%	1,011,416	0.1%	711,554	0.1%	299,862	0.2%
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	240,842	0.4%	2,293,996	0.3%	2,534,838	0.3%	1,952,983	0.3%	581,855	0.4%
地 方 特 例 交 付 金	18,386	0.0%	1,196,291	0.2%	1,214,677	0.1%	1,065,694	0.2%	148,983	0.1%
地 方 交 付 税	22,684,148	38.5%	112,501,030	14.7%	135,185,178	16.4%	96,230,745	14.2%	38,954,433	26.6%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,376	0.0%	456,354	0.1%	475,730	0.1%	412,968	0.1%	62,762	0.0%
分 担 金 負 担 金	318,750	0.5%	10,728,364	1.4%	11,047,114	1.3%	9,666,121	1.4%	1,380,993	0.9%
使 用 料	946,271	1.6%	11,429,793	1.5%	12,376,064	1.5%	10,113,115	1.5%	2,262,949	1.5%
手 数 料	222,311	0.4%	4,633,547	0.6%	4,855,858	0.6%	4,370,083	0.6%	485,775	0.3%
国 庫 支 出 金	3,830,185	6.5%	91,346,746	11.9%	95,176,931	11.5%	82,343,296	12.1%	12,833,635	8.8%
国 有 提 供 施 設 等 所 在	0	0.0%	106,802	0.0%	106,802	0.0%	41,831	0.0%	64,971	0.0%
県 支 出 金	3,619,215	6.1%	45,355,516	5.9%	48,974,731	5.9%	39,575,945	5.8%	9,398,786	6.4%
財 産 収 入	551,795	0.9%	4,349,516	0.6%	4,901,311	0.6%	3,705,622	0.5%	1,195,689	0.8%
寄 付 金	165,619	0.3%	1,239,079	0.2%	1,404,698	0.2%	1,038,183	0.2%	366,515	0.3%
繰 入 金	1,384,550	2.4%	20,022,698	2.6%	21,407,248	2.6%	16,122,013	2.4%	5,285,235	3.6%
繰 越 金	2,658,826	4.5%	16,662,593	2.2%	19,321,419	2.3%	12,062,814	1.8%	7,258,605	5.0%
諸 収 入	1,766,397	3.0%	62,165,549	8.1%	63,931,946	7.7%	58,443,753	8.6%	5,488,193	3.7%
地 方 債	5,393,651	9.2%	76,221,264	9.9%	81,614,915	9.9%	70,506,101	10.4%	11,108,814	7.6%
歳 入 合 計	58,907,469	100.0%	766,754,871	100.0%	825,662,340	100.0%	679,184,840	100.0%	146,477,500	100.0%
歳入単純平均（一団体）	6,545,274		29,490,572		23,590,353		56,598,737		6,368,587	

※平成25年度市町村の財政状況（群馬県市町村課）による。

表－8 平成25年度 目的別歳出決算額 構成比

(単位：千円)

区 分	過疎市町村		非過疎市町村		県計		(再掲)			
							市計		町村計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費	693,324	1.3%	5,548,670	0.8%	6,241,994	0.8%	4,363,746	0.7%	1,878,248	1.4%
総 務 費	9,308,551	16.9%	88,151,221	12.0%	97,459,772	12.4%	74,648,306	11.5%	22,811,466	16.7%
民 生 費	10,415,932	18.9%	234,831,345	32.0%	245,247,277	31.1%	213,451,988	32.8%	31,795,289	23.2%
衛 生 費	4,939,652	9.0%	52,580,067	7.2%	57,519,719	7.3%	45,665,794	7.0%	11,853,925	8.7%
労 働 費	220,007	0.4%	2,686,879	0.4%	2,906,886	0.4%	2,310,379	0.4%	596,507	0.4%
農 林 水 産 業 費	4,576,965	8.3%	16,979,791	2.3%	21,556,756	2.7%	12,682,001	1.9%	8,874,755	6.5%
商 工 費	2,154,245	3.9%	51,170,991	7.0%	53,325,236	6.8%	48,743,560	7.5%	4,581,676	3.3%
土 木 費	5,238,405	9.5%	85,128,863	11.6%	90,367,268	11.5%	74,334,149	11.4%	16,033,119	11.7%
消 防 費	2,171,618	3.9%	27,638,873	3.8%	29,810,491	3.8%	23,653,758	3.6%	6,156,733	4.5%
教 育 費	8,147,589	14.8%	98,161,889	13.4%	106,309,478	13.5%	87,670,226	13.5%	18,639,252	13.6%
災 害 復 旧 費	235,129	0.4%	489,772	0.1%	724,901	0.1%	406,005	0.1%	318,896	0.2%
公 債 費	7,050,462	12.8%	69,671,226	9.5%	76,721,688	9.7%	63,445,860	9.7%	13,275,828	9.7%
諸 支 出	3,977	0.0%	54,224	0.0%	58,201	0.0%	54,224	0.0%	3,977	0.0%
前 年 度 繰 上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
歳 出 合 計	55,155,856	100.0%	733,093,811	100.0%	788,249,667	100.0%	651,429,996	100.0%	136,819,671	100.0%

※平成25年度市町村の財政状況（群馬県市町村課）による。

表－9 平成25年度 性質別歳出決算額 構成比

(単位：千円)

区 分		過疎市町村		非過疎市町村		県計		(再掲)			
								市計		町村計	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
義務的経費	人件費	9,354,488	17.0%	115,632,512	15.8%	124,987,000	15.9%	102,277,533	15.7%	22,709,467	16.6%
	扶助費	3,707,724	6.7%	139,078,025	19.0%	142,785,749	18.1%	129,048,317	19.8%	13,737,432	10.0%
	公債費	7,050,462	12.8%	69,670,052	9.5%	76,720,514	9.7%	63,444,686	9.7%	13,275,828	9.7%
	計	20,112,674	36.5%	324,380,589	44.2%	344,493,263	43.7%	294,770,536	45.2%	49,722,727	36.3%
投資的経費	普通建設事業費	9,797,099	17.8%	101,106,983	13.8%	110,904,082	14.1%	87,806,500	13.5%	23,097,582	16.9%
	災害復旧事業費	235,129	0.4%	489,772	0.1%	724,901	0.1%	406,005	0.1%	318,896	0.2%
	失業対策事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	10,032,228	18.2%	101,596,755	13.9%	111,628,983	14.2%	88,212,505	13.5%	23,416,478	17.1%
その他の諸費		25,010,954	45.3%	307,116,467	41.9%	332,127,421	42.1%	268,446,955	41.2%	63,680,466	46.5%
歳入合計		55,155,856	100.0%	733,093,811	100.0%	788,249,667	100.0%	651,429,996	100.0%	136,819,671	100.0%
歳出単純平均(一団体)		6,128,428		28,195,916		22,521,419		54,285,833		5,948,681	

※平成25年度市町村の財政状況(群馬県市町村課)による。